

帯広市パートナーシップ制度 利用の手引き

令和4年10月

目次

1 帯広市パートナーシップ制度とは 1
2 パートナーシップ制度を利用できる方 2
3 利用手続きの流れ 3
4 必要書類の準備 4
5 申請手続き 7
6 その他の手続き 9
7 よくある質問（Q&A） 11
8 帯広市パートナーシップ制度実施要綱 14





1 帯広市パートナーシップ制度とは

帯広市は、性的指向や性自認に伴う差別・偏見の解消、日常生活の困難や生きづらさの軽減をはかり、性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指し、「帯広市パートナーシップ制度」を導入しました。

この制度は、婚姻関係にはないものの、継続的に共同生活を行う同性カップルなどのお二人の関係を帯広市が受け止め、公的に認める仕組みです。

帯広市が定める制度であるため、法的な効力はありませんが、当事者の方々の安心感や、社会的な理解を広げるとともに、行政や民間事業所を含め、さまざまなサービスの適用を拡大していくことを目指しています。

なお、制度の特長としては、①「証明制度」と「登録制度」のどちらかを選んで利用できる、②帯広市内在住者のほか、通勤・通学者などの「市民」を広く対象とする、③利用者お二人の氏名のほか、生計を一にする未成年の子の氏名を登録証等に記載できることなどが挙げられます。

【用語】

・パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束したお二人の関係のこと。

・証明制度

当事者間の合意契約を、市が確認した事実を証明するもの。お二人の間の法的な権利義務関係が明確になるものの、契約作成に手間や費用がかかる。

・登録制度

要件を満たす方々を登録した事実を証明するもの。合意契約が不要なため手間や費用は少ないが、お二人の間の法的な権利義務関係は不明確である。



2 パートナーシップ制度を利用することができる方

パートナーシップ制度を利用するには、以下の項目全てを満たす必要があります。

(1) お二人とも成年に達していること

(2) 次のいずれかに該当すること

- ・お二人が帯広市まちづくり基本条例（平成18年条例第30号）第2条第1号に定める市民である。

※「市民」とは、市内に通勤・通学する方や市内で事業を営む方、
市内で活動する方を含みます。

- ・お一人が市民であり、もう一方がこれから市民になることを予定している。
- ・お二人とも、これから市民になることを予定している。

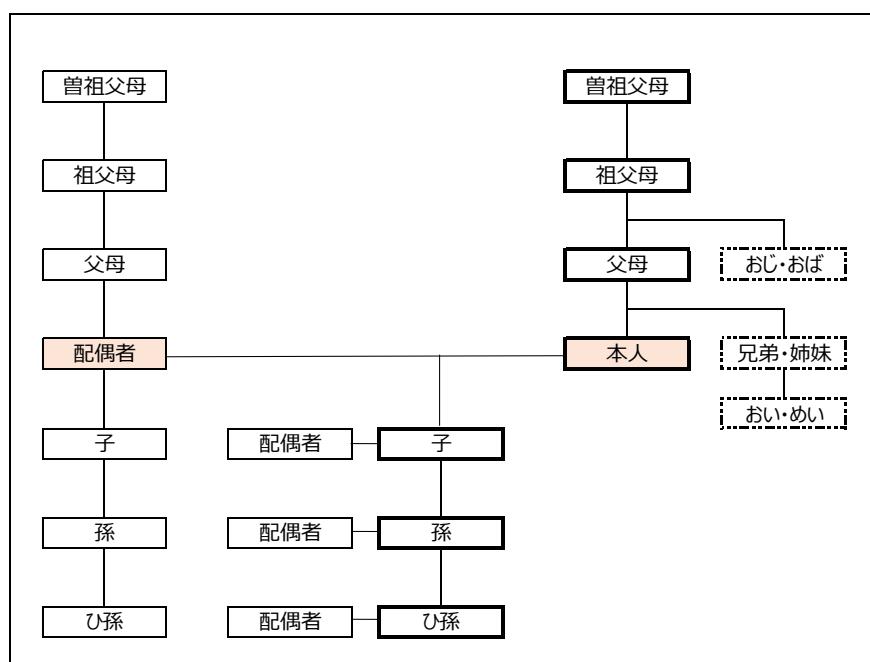
(3) お二人に配偶者（外国で婚姻した場合を除く。）や事実婚の関係にある
人がいないこと（いずれも相手方を含む。）

(4) お二人とも相手方以外の人とパートナーシップ関係ないこと

(5) お二人が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）
の関係ないこと

※養子縁組関係にあるお二人の場合は、制度を利用できます。

※近親者の範囲は、ご本人から見て下図に該当する方です。



3 利用手続きの流れ

要件確認・書類準備

対象者の要件を確認の上、申請に必要な書類をご準備ください。

登録制度または証明制度のどちらかを選択し、申請をします。



申請・書類確認・登録

申請書に関係書類を添付し、帯広市役所市民活動課までお越しください。

受付日時：月～金 8：45～17：30

※業務時間外は市役所当直で受理が可能です。

お二人とも市民の場合

お一人又はお二人とも
これから市民になる予定の場合



登録証等の交付

申請書等に不備が無ければ、当日、
登録証等を交付します。



仮登録証等の交付



登録証等の交付

有効期限までに市民の要件を満たす
ことを確認できる書類を提出し、不
備が無ければ、当日、登録証等を交
付します。



その他 必要な手続き

登録内容の変更・再交付

【変更手続き】

- ・戸籍上の氏名や通称が変わった
- ・帯広市に転入届を提出した
- ・登録した子が成人、又は
生計を一にしなくなった

【再交付】

- ・紛失した
- ・毀損した など

登録証等の返還

【登録の抹消】

- ・一方が死亡した
- ・帯広市民でなくなった
- ・婚姻又は事実婚の関係を結んだ
- ・相手方以外とパートナーシップを結んだ
- ・公正証書等の所定の内容を削除、
又は公正証書等が失効した
- ・双方が登録の抹消を希望する

4 必要書類の準備

(1) パートナーシップ登録申請書（様式第2号）

市窓口に設置しているほか、ホームページからダウンロードできます。

証明制度、登録制度ともに申請書は共通です。

(2) 戸籍全部事項証明書（申請日前1か月以内に発行されたもの。）

本籍地で戸籍全部事項証明書の交付を受けてください。

お二人それぞれの証明書が1通ずつ必要です（手数料がかかります）。

外国籍の方は、日本語訳を添付した「婚姻要件具備証明書」又は

「独身証明書」など、本国の大蔵省等公的機関が発行する証明書を提出してください。

(3) 住民票の写し（申請日前1か月以内に発行されたもの。）

市外に住民登録がある方のみ必要です（手数料がかかります）。

(4) 帯広市に住民登録がない方は、市民であることを確認できる書類

- ・市内に居住していることを確認できる書類（郵便物など）
- ・市内に通勤・通学していることを確認できる書類（社員証、学生証など）
- ・市内で事業を営んでいることを確認できる書類（営業許可書など）
- ・市内で活動を行っていることを確認できる書類（活動団体の会員証など）

これから「市民になる予定」でも申請できる？

お一人又はお二人ともに、これから市民になる予定の場合も申請できます。この場合、仮登録を行い、お二人に「仮登録証」を交付します。

その後、有効期限（原則、申請日から1か月以内）までに、市民になったことを確認できる書類と仮登録証を提出いただくと、正式に登録となり「登録証等」を交付します。

有効期限を過ぎると仮登録を取り消します。この場合、改めて申請いただくことになりますので、ご注意ください。



(5) 合意契約に関する公正証書等（証明制度を利用する場合）

以下の内容・形式の合意契約が必要です（部数：1部）。

なお、公正証書等の作成には、費用がかかります。

詳しくは、別冊「帯広市パートナーシップ制度 証明制度 利用の手引き」をご覧ください。

【必要記載事項】

- ・互いに責任を持って協力し、共同生活に必要な費用を分担すること
- ・一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたとき、他方がこれによって生じた債務について連帯して責任を負うこと

【形式】

- ・合意契約公正証書
- ・私署証書の認証を受けた契約書

(6) 日常生活で通称を使用していることを確認できる書類

（通称の使用を希望する場合）

- ・顔写真付きの社員証や学生証
- ・法人が発行した身分証明書
- ・住所が記載された郵便物

（住民票と一致していること、手書きでないもの）

※通称を使用する場合は、登録証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。



(7) 子に関する届出書（様式第9号）

生計を一にする未成年のお子さん（実子、養子、里子）がいる場合、希望に応じて、登録証等にお子さんの氏名を記載できます。

これにより、法律上の親子関係はないものの、家族と同様に生活していることを示すことができます。

【添付書類】

- ・申請者とお子さんの関係を確認できるもの
- ・お子さんの生年月日を確認できるもの
- ・生計を一にしていることを確認できるもの



（住民票の写し、健康保険被保険者証、源泉徴収票、預金通帳など）

※お子さんが満15歳に達している場合、届出書に自署いただくほか、
登録証等に記載された氏名の削除を申し立てることができます。

【留意事項】

子の氏名の記載の有無に関わらず、パートナーシップ制度を利用している場合は「ひとり親家庭」ではなくなります。保育所の入所判定や保育料の算定などに影響が生じますので、予めお尋ねください。

申請は事前確認や事前予約がオススメです！

申請書の受付・確認から、登録書等の発行・お渡しまで、窓口では時間がかかります。

提出書類の事前確認や、申請に来られる日時をお知らせいただけた場合、申請当日はスムーズに登録書等が発行できますので、ぜひ事前にご連絡ください。

予約無しでも申請できますが、申請書類等に不備がある場合は、当日発行ができませんのでご注意ください。

【予約先】 帯広市 市民活動課 男女共同参画係（本庁舎3階）

住所：帯広市西5条南7丁目1番地 ※支所での手続きはできません。

電話：0155-65-4134

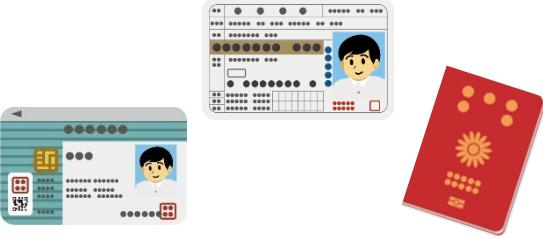
mail : danjyo@city.obihiro.hokkaido.jp

日時：月～金 8：45～17：30（祝休日・年末年始を除く）

5 申請手続き

(1) 申請当日

- ・必要書類をご用意いただき、お二人そろってお越しください。
ただし、証明制度の場合は、お一人の来庁でも申請できます。
- ・登録証等の即日交付を希望される場合は、祝休日・年末年始を除く、
月～金の8時45分から17時30分にお手続きをしてください。
(希望があれば後日郵送も可能です。)
- ・原則窓口でのお手続きとなりますが、ご希望があれば個室でも対応で
きますので、お申し付けください。
- ・以下の本人確認書類を必ずご持参ください。

1点でよいもの（例）	2点以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none">・官公署が発行した「顔写真つき」のもの マイナンバーカード 運転免許証 パスポート 特別永住者証明書、在留カード 	<ul style="list-style-type: none">・官公署が発行した「顔写真のない」もの 健康保険証 年金手帳・官公署以外が発行した「顔写真つき」のもの 社員証 学生証 

業務時間外には申請できませんか？

業務時間外は、市役所当直で申請書等の受理が可能です。必要書類を揃え、当直窓口に提出してください。

提出時は、本人確認がありますので、必ずお二人でお越しください。（証明制度の場合は、お一人での来庁でもお受けできます。）

提出書類を確認後、不備がなければ、登録証等を後日郵送します。

(2) 登録証等の交付

- 書類の不備等がなければ、原則即日、登録証等を交付します。
- 登録者には、それぞれA4サイズとカードサイズ2種類の登録証等を交付します。

【登録証】

様式第4号（第6条関係）

パートナーシップ登録証

登録番号 第 号

氏名
(甲) (乙)

生年月日
(甲) 年 月 日 (乙) 年 月 日

子の氏名

生年月日
年 月 日

上記両名は、帯広市パートナーシップ制度実施要綱に基づき、パートナーシップ登録簿に登録されたことを証明します。

年 月 日

帯広市長

【公正証書等確認証明書】

様式第6号（第6条関係）

パートナーシップ公正証書等確認証明書

登録番号 第 号

氏名
(甲) (乙)

生年月日
(甲) 年 月 日 (乙) 年 月 日

子の氏名

生年月日
年 月 日

上記両名は、帯広市パートナーシップ制度実施要綱に基づき、パートナーシップ登録簿に登録されたことを証明します。

また、両者の間に合意契約に関する公正証書等が作成され、互いに責任を持って協力し、共同生活に必要な費用を分担すること、及び一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたとき、他方がこれによって生じた債務について連帯して責任を負うことについて規定されていることを確認したので、これを証明します。

年 月 日

帯広市長

【登録カード】

◎ 登録番号 第 号

パートナーシップ登録カード

氏 名 氏 名
生年月日 生年月日

上記両名は、帯広市パートナーシップ制度の登録者であることを証明します。

年 月 日

帯広市長

【公正証書等確認証明カード】

◎ 登録番号 第 号

パートナーシップ公正証書等確認証明カード

氏 名 氏 名
生年月日 生年月日

上記両名は、帯広市パートナーシップ制度の登録者であることを証明します。また、両者の合意契約に、相互に協力し共同生活に必要な費用を分担すること、及び日常家事債務について連帯責任を負うことなどが規定されていることを確認したので、これを証明します。

年 月 日

帯広市長

このカードを提示された皆様へ

このカードは、互いを人生のパートナーとすることを帯広市に登録した方々に交付しているものです。

皆様には、サービスの提供等にご協力をいただくとともに、お二人の関係について、ご本人の同意なく、他に伝えることのないようにご注意ください。

戸籍上の氏名

氏 名

子の氏名

氏 名

生年月日

【裏面共通】

- 生計を共にするお子さんの氏名が記載されます。
- 通称を使用している方は、裏面に戸籍の氏名を記載します。

6 その他の手続き

(1) 登録証等の再交付

登録証等の紛失・毀損などの場合、再交付を受けることができます。

【必要書類等】

- ・「パートナーシップ登録証等再交付申請書」（様式第8号）
- ・発行済の登録証等（毀損の場合）
- ・本人確認書類

(2) 変更等の届出

下の表に該当する場合は、帯広市に届出してください。

「登録内容の変更」の場合は、新しい登録証等を交付します。

「登録の抹消」の場合は、登録を抹消し、登録証等を返還いただきます。

登録内容の変更

戸籍上の氏名や通称を変更した（氏名を記載した子を含む。）

帯広市に転入した（市内における転居の場合を除く。）

氏名を記載した子が成人した、又は生計を一にしなくなった

登録の抹消

いずれか一方が死亡した

帯広市民でなくなった（転出、通勤・通学地等の変更）

婚姻又は事実婚の関係を結んだ（相手方を含む。）

相手方以外の方とパートナーシップを結んだ

公正証書等の所定の内容を削除した、又は失効した

双方が登録の抹消を希望するとき

【必要書類等】

- ・「パートナーシップ変更等届出書」（様式第11号）
- ・発行済の登録証等
- ・本人確認書類

（3）要件の確認

変更等の届出が必要な状況であるかどうかを確認するため、帯広市から以下の書類の提出をお願いする場合があります。

この場合、1ヶ月以内に提出をお願いします。期限までに提出されないときは、登録を抹消する場合があります。

【提出書類】

- ・戸籍全部事項証明書
- ・住民票の写し（帯広市に住民登録がない方のみ）
- ・合意契約に関する公正証書等（証明制度を利用の方のみ）

※上記のほか、死亡や市民の要件の喪失、婚姻・事実婚の有無については、帯広市で定期的に確認を行います（証明制度は2年に1回、登録制度は5年に1回）。これに伴い、帯広市に本籍や住民登録がない方は、戸籍全部事項証明書や住民票の写しの提出をお願いする場合があります。

（4）職権による登録の抹消

次に該当する場合は登録を抹消し、登録証等を返還いただきます。

ただし、一方が死亡した場合のみ、申出により、登録証等を返還しないこともできます（登録証等の裏面に抹消の事実を記載します）。

- ・登録の抹消に該当することが判明したとき
- ・要件の隨時確認のための提出書類を期限までに提出されないとき
- ・虚偽又は不正な手段により登録を受けたことが判明したとき
- ・登録証等を不正に利用したことが判明したとき
- ・その他、登録を継続することが適当でないと認められるとき

登録を抹消されたにもかかわらず、登録証等を返還いただけない場合は、
登録番号を市ホームページで公表します。



7 よくある質問（Q&A）

【パートナーシップ制度について】

Q1. 婚姻制度と帯広市パートナーシップ制度の違いは何ですか

A1.

婚姻制度は法律に基づき、お二人の間に法的な権利や義務が生じます。一方、帯広市パートナーシップ制度は、市の要綱に基づく制度であるため、法的な効果はなく、お二人の間に法的な権利や義務は発生しません。

Q2. この制度を利用するメリットは何ですか

A2.

パートナーであるお二人の関係が公的に認められることにより、当事者の方々の安心感につながることが期待されます。

また、市営住宅にパートナーと入居できる、税証明の発行にパートナーの委任状が不要になる、パートナーが就学援助の申請を行えるなど、これまで配偶者や家族に限定されていたサービスや手続きを、パートナーにも広げることとしています。

また、携帯電話の家族割が適用されたり、パートナーを生命保険の受取人に指名できるなど、受けられる民間サービスも広がってきています。

Q3. この制度の導入により、家族制度や婚姻制度に影響はありませんか

A3.

パートナーシップ制度には法的な効果がないため、国の法律に基づく家族制度や婚姻制度に影響を与えるものではありません。また、同性婚を認めるものでもありません。

また、性的指向や性自認を理由に、婚姻制度を利用できない方々が主な利用者となるため、非婚者の増加につながることもないと考えます。

この制度の導入をきっかけとして、多様な性について正しい理解を広め、差別や偏見の解消、日常生活の困難や生きづらさの軽減をはかり、性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指すものです。





Q4. この制度について信頼性をどのように保っていくのですか

A4.

申請の際に、戸籍や住民基本台帳の記録などを確認し、要件を満たしていることをチェックします。

また、利用者の同意を得た上で、証明制度は2年に一度、登録制度は5年に一度、戸籍や住民基本台帳の記録を確認し、変更が必要な場合は、登録者に届出を行うよう通知します。さらに、必要に応じて、関係書類の提出を求めることがあります。

このほか、登録が抹消されたにも関わらず、登録証等の返還に応じない場合は、登録番号を帯広市のホームページで公表します。



【申請手続きについて】

Q5. 申請できるのは、同性のパートナーのみですか

A5.

戸籍上の性別が同性の場合に限らず、身体と心の性別に違和感があるなど、様々な性のあり方を対象にしています。ただし、事実婚の方々は対象としていません。

Q6. 同居していないと申請できませんか

A6.

帯広市に居住している、通勤・通学しているなど、「市民」の要件を満たしていれば、お二人が同居している必要はありません。

Q7. 郵送や代理人による申請手続きはできますか

A7.

お二人の意思を直接確認する必要があるため、郵送や代理人による申請手続きはできません。登録制度については必ずお二人で来庁いただくこととしますが、証明制度の場合は、公正証書等によりお二人の意思が確認できるため、お一人の来庁でかまいません。





Q8. 申請に費用はかかりますか

A8.

申請や登録証等の交付に費用はかかりません。ただし、戸籍全部事項証明書などの提出書類の交付や公正証書等の作成には費用がかかります（申請者の自己負担）。

Q9. 申請はどこで行えますか。またプライバシーは守られますか

A9.

帯広市役所本庁舎3階の市民活動課で行います。各支所やコミセンではできません。ご希望があれば個室での申請手続きも可能です。

個人情報等については、申請の際に市役所の関係課と共有することには同意をいただきますが、ご本人の同意なく外部に提供することはできません（帯広市個人情報保護条例）。

【登録証・証明書について】

Q10. 登録証・証明書には有効期限がありますか

A10.

有効期限はありません。ただし、帯広市民でなくなった場合など、登録内容に変更があった場合はすみやかに手続きをお願いいたします。

Q11. 登録証・証明書は公的な本人確認書類として使用できますか

A11.

登録証や証明書は、帯広市パートナーシップ制度に登録していることを証明するためのものですので、公的な本人確認書類としては使用できません。

Q12. パートナーが亡くなったとき、登録証等は返還しなければなりませんか

A12.

パートナーの死亡時については、帯広市への届出は必要ですが、遺族の心情や葬儀等での必要などを踏まえ、返還を要しないこととします。なお、登録証等の裏面に登録を抹消した事実と抹消年月日を記載しあ渡します。





8 帯広市パートナーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性的指向や性自認に伴う差別や偏見の解消及び日常生活の困難や生きづらさの軽減をはかり、もって、性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指し、パートナーシップ制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束した2者の関係をいう。
- (2) パートナーシップ証明 パートナーシップに関する当事者間の契約を確認した事実について市長が証明することをいう。
- (3) 登録者 パートナーシップ登録簿（様式第1号。以下「登録簿」という。）に登録されている者をいう。

(申請者の要件)

第3条 申請者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が帯広市まちづくり基本条例（平成18年条例第30号）第2条第1号に規定する市民（以下「市民」という。）であること。
 - イ 一方が市民であり、かつ、他の一方が市民になることを予定していること。
 - ウ 双方が市民になることを予定していること。
- (3) 双方に配偶者（2者が国外で婚姻した場合を除く。）又は事実婚の関係にある者がいないこと（いずれも相手方を含む。）。
- (4) 双方が相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (5) 民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることのできない者同士の関係にないこと（養子縁組関係にある場合を除く。）。

(申請の方法)

第4条 申請者は、パートナーシップ登録申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、双方が同時に来庁して市長に提出するものとする。ただし、パートナーシップ証明の場合は、いずれか一方の来庁により申請できるものとする。

- (1) 戸籍全部事項証明書（申請日前1か月以内に発行されたものに限る。ただし、日本国籍のない外国籍の者は、配偶者がいないことを確認できる書類とする。）
- (2) 帯広市が備える住民基本台帳に記録されていない者にあっては、市民であることを確認できる書類（市民になることを予定している者を除く。）及び住民票の写し（世帯全部及び続柄について記載され、かつ、申請日前1か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) パートナーシップ証明を申請しようとする者にあっては、次の事項を記載した合意契約に関する公正証書又は私署証書の認証を受けた契約書（以下「公正証書等」という。）
 - ア 互いに責任を持って協力し、共同生活に必要な費用を分担すること。
 - イ 一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたとき、他方がこれによって生じた債務について連帯して責任を負うこと。

2 申請者は、前項の申請書を提出する際に、個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署等が発行した身分証明書等（以下「本人確認書類」という。）を提示しなければならない。

3 申請者は、申請書において、戸籍上の氏名と併せて、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称」という。）を使用することができる。この場合において、申請者は、通称を日常的に使用していることが確認できる書類を申請書に添付しなければならない。

4 申請者は、一方又は双方がやむを得ない事情により自ら申請書に記入できないときは、これを代筆させることができる。

(登録)

第5条 市長は、申請が第3条各号の要件を満たすと認めるとときは、登録簿に登録する。ただし、申請者の一方又は双方が市民でない場合、市長は、有効期限を定めて、登録簿に仮登録し、パートナーシップ仮登録証（様式第3号。以下「仮登録証」という。）を交付する。

2 仮登録証の交付を受けた者は、有効期限内に、仮登録証及び住民票の写しを市長に提出するものとする。ただし、帯広市が備える住民基本台帳に記録されていない場合は、市民であることを確認できる書類を添付するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出を受け、申請者の双方が市民であることを確認できたときは、登録簿に登録する。



- 4 市長は、仮登録の有効期限が過ぎた場合、仮登録を取り消すものとする。
- 5 市長は、第1項及び第3項の規定に関わらず、虚偽又は不正な申請その他登録することが適当でないと認める場合、登録簿に登録しないものとする。
(登録証等の交付及び再交付等)

第6条 市長は、登録簿に登録したときは、登録者（パートナーシップ証明を受けた登録者を除く。）の双方に、パートナーシップ登録証（様式第4号）及びパートナーシップ登録カード（様式第5号）を、パートナーシップ証明を受けた登録者の双方に、パートナーシップ公正証書等確認証明書（様式第6号）及びパートナーシップ公正証書等確認証明カード（様式第7号）を交付する。

- 2 登録者は、紛失、毀損その他の事情により仮登録証又は前項の書類（以下「登録証等」という。）の再交付を求めるときは、パートナーシップ登録証等再交付申請書（様式第8号）により、市長に申請することができる。
- 3 前項の申請があったときは、市長は、再交付することが適当でないと認める場合を除き、仮登録証又は登録証等を再交付する。
- 4 登録者は、仮登録証の再交付又は登録証等の交付若しくは再交付を受ける場合（紛失の場合を除く。）であって、交付済みの仮登録証又は登録証等があるときは、これを市長に返還しなければならない。
- 5 登録者は、紛失した仮登録証又は登録証等を発見した場合は、速やかに市長に返還しなければならない。
(子に関する届出)

第7条 申請者の方又は双方と生計を一にする未成年の子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号により里親に養育を委託された児童を含む。）がいる場合であって、登録証等に子の氏名の記載を希望するときは、申請者は、子に関する届出書（様式第9号）に、申請者と子の関係を確認できる書類、子の生年月日を確認できる書類及び生計を一にしていることを確認できる書類を添付して、市長に提出するものとする。この場合において、登録者が登録証等に新たに子の氏名の記載を希望するときも同様とする。

- 2 子が満15歳に達しているときは、子に関する届出書に子の氏名を自署するものとする。
- 3 第4条第3項及び第4項の規定は、子の氏名について準用する。
- 4 登録証等に子として氏名を記載された者は、満15歳に達した日以後に、子の記載に関する申立書（様式第10号）を提出し、氏名の記載の削除を申し立てることができる。この場合において、申立人は、本人確認書類を提示しなければならない。





(変更等の届出)

第8条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人確認書類を提示し、パートナーシップ変更等届出書（様式第11号。以下「変更等届出書」という。）に交付済みの登録証等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録者又は登録証等に記載した子について、戸籍上の氏名又は通称の変更があったとき。
- (2) 一方又は双方が帯広市に転入届を提出したとき。
- (3) 登録証等に記載した子が成年になったとき、又は登録者のいずれとも生計を一にしなくなったとき。
- (4) いずれか一方が死亡したとき。
- (5) 一方又は双方が市民でなくなったとき（やむを得ない事情による一時的な転出等と市長が認めるときを除く。）。
- (6) 一方又は双方が婚姻したとき（2者が国外で婚姻したときを除く。）、又は事実婚の関係を結んだとき（いずれも相手方を含む。）。
- (7) 一方又は双方が相手方以外の者とパートナーシップを結んだとき。
- (8) 第4条第1項第3号に掲げる書類から第3号ア又はイの記載を削除した場合又はこの書類が失効したとき。
- (9) その他双方が登録の抹消を希望するとき。

2 前項第1号、第2号及び第4号から第8号までに該当する場合、登録者は、その事実を確認できる書類を変更等届出書に添付して、市長に提出しなければならない。

3 第1項第9号に該当する場合、登録者は、双方が同時に来庁して市長に提出しなければならない。

（要件の確認）

第9条 市長は、前条第1項第1号から第8号までの各号について確認するため、登録者に対し、第4条第1項各号に定める書類その他必要な書類の提出を求めることができる。

2 登録者は、前項の提出を求める通知の日から1か月以内に、前項の書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前条第1項第4号から第6号までの各号について確認するため、登録者の同意を得て、公簿や他の行政機関に必要な書類を請求する方法により、登録者の戸籍及び住民基本台帳の記録を定期的に確認するものとする。





(登録の変更、抹消等)

第10条 市長は、第7条第1項（登録者が登録証等に新たに子の氏名の記載を希望するときに限る。）、第4項又は第8条第1項第1号から第3号までのいずれかに関する届出があり、当該届出を適當と認めたときは、登録簿の記載内容を変更する。

2 市長は、前項に基づき登録簿の記載内容を変更したときは、登録者の双方に、交付済みの登録証等と引き換え（紛失の場合を除く。）に登録証等を再交付する。ただし、第8条第1項第3号に関する届出で、かつ、子の同意があると認められる場合に限り、市長は、登録者の申し出により、登録証等の再交付に代え、登録証等の裏面に子が成人した事実又は同一生計ではなくなった事実及び登録簿の記載内容を変更した日を記載し、所持者に返却するものとする。

3 市長は、第8条第1項第4号から第9号までに関する届出があり、当該届出を適當と認めたときは、登録を抹消する。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第8条第1項第4号から第8号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 第9条第2項の関係書類が期限までに提出されないとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (4) 登録証等を不正に利用したことが判明したとき。
- (5) その他登録を継続することが適当でないと市長が認めるとき。

5 前2項の規定により登録を抹消された者は、交付済みの登録証等を速やかに市長に返還しなければならない。

6 前項の規定に関わらず、第8条第1項第4号に該当し、かつ、市長が登録証等の裏面に登録を抹消した事実及び抹消した日を記載した場合に限り、交付済みの登録証等の返還を要しないものとする。

7 市長は、登録を抹消された者が返還に応じない場合、登録番号を公表することができる。

(他の自治体との連携)

第11条 市とのパートナーシップ（宣誓）制度に関する協定を締結している自治体（以下「協定締結自治体」という。）から市へ転入した者（パートナーシップの関係にある者の少なくとも一方が市内に居住している又は市内に居住することを予定している者をいう。）は、第4条第1項の規定による申請に代えて、市のパートナーシップの登録の申出をすることができる。

2 前項の規定により申出をする場合は、パートナーシップ制度に関する相互利用申出書（様式第12号。以下「申出書」という。）及び協定締結自治体から交付されたパートナーシップ制度に関する受領証等（以下「受領証等」という。）を提出しなければならない。



3 第3条（第2号を除く。）、第4条（第1項第1号を除く。）、第5条、第7条及び第8条の規定は、前項の規定による申出について準用する。この場合において、第3条中「申請者」とあるのは「申出者」と、第4条中「申請者」とあるのは「申出者」と、「パートナーシップ登録申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）」とあるのは「申出書」と、「申請できる」とあるのは「申出できる」と、「申請日」とあるのは「申出日」と、「申請しようとする者」とあるのは「申出をしようとする者」と、「申請書」とあるのは「申出書」と、第5条中「申請が」とあるのは「申出が」と、「第3条各号」とあるのは「第3条各号（第2号を除く。）」と、「申請者の方又は双方が市民でない場合」とあるのは「申出者の双方が市内に居住していない場合」と、「市民であること」を「市内に居住していること」と、「申請者の双方が市民であること」を「申出者の少なくとも一方が市内に居住していること」と、第7条第1項中「申請者」とあるのは「申出者」と、第8条第5号中「一方又は双方が市民でなくなったとき」とあるのは「双方が市内に居住しなくなったとき」とする。

4 前項の規定により読み替えて準用する第3条第1号の要件及び同条第3号に規定する双方に配偶者がいないことに係る申出者の要件は、第2項の受領証等を提出したことをもって、同要件を満たしているものとする。

5 市長は、第1項の規定による申出を受け、登録簿に登録を行ったときは、転出元の協定締結自治体に通知するものとする。

6 市長は、協定締結自治体から登録者に受領証等を交付した旨の通知を受領したときは、第8条第1項及び第10条第3項の規定にかかわらず、当該者の登録を抹消する。

7 前項の規定により登録を抹消された者に係る登録証等の返還等については、第10条第5項及び第7項の規定を準用する。

（保存期間）

第12条 登録簿及び関係書類の保存期間は、登録を抹消した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年とする。

（その他の事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。



帯広市パートナーシップ制度利用の手引き

令和4年10月 第1版

帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課 男女共同参画係

〒080-8670

帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課 男女共同参画係

住所：帯広市西5条南7丁目1番地

TEL：0155-65-4134

FAX：0155-23-0156

E-mail：danjyo@city.obihiro.hokkaido.jp

